

議案第4号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

平成28年3月2日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成
26 年法律第 34 号）の施行に伴う所要の改正について必要な事項を定めるものとする。

（里庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

第 2 条 里庄町職員の給与に関する条例（昭和 27 年里庄町条例第 18 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に、同条第 2 項中「任命権者が定める」を「別
表第 2 に定めるところによる」に改める。

第 4 条第 2 項中「規則」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 17 条の 2 第 1 項中「それぞれ在職する職員に対し」の次に「その職員の基準日以前
における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に
改める。

別表を別表第 1 とし同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 3 条関係）

等級別基準職務表

級	基準職務
1 級	主事若しくは技師の職務又はこれに相当する 職務
2 級	高度の知識を必要とする主事若しくは技師の 職務又はこれに相当する職務
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務
4 級	主査の職務又はこれに相当する職務
5 級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務
6 級	課長の職務又はこれに相当する職務

（里庄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例）

第 3 条 里庄町職員特殊勤務手当支給条例（昭和 38 年里庄町条例第 20 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

（里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

第 4 条 里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成 6 年里庄町条例第 12
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(里庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例)

第5条 里庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年里庄町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(一般職非常勤宿直員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例)

第6条 一般職非常勤宿直員の報酬、勤務条件等に関する条例(平成24年里庄町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は平成28年4月1日から施行する。